

北上市告示乙第11号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の25及び児童福祉法第24条の32の規定により、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者を次のとおり廃止した。

令和6年1月31日

北上市長 八重樫 浩 文

- 1 事業所番号
特定相談支援 0330600040
障害児相談支援 0370600066
- 2 事業所の名称及び所在地
名 称 グラス相談支援事業所
所在地 北上市滑田19地割120番地10
- 3 指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
事業者の名称 特定非営利法人グラス
主たる事務所の所在地 北上市滑田19地割120番地9
代表者の氏名 理事長 高 橋 竜 一
代表者の住所 奥州市江刺稲瀬字水先453-3
- 4 廃止の年月日
令和6年1月31日
- 5 事業の種類
指定特定相談支援
指定障害児相談支援
- 6 事業の主たる対象者
特定なし